

(第8号様式)

## 遺族年金決定請求書

(フリガナ)

議員であった者の氏名

上記の者は 年 月 日死亡したので、遺族年金を決定されるよう必要書類を添えて請求します。

年 月 日

[請求者] 議員であった者との続柄

議員であった者の証書番号

〒

(フリガナ)  
住 所

(フリガナ)  
氏 名

印

年 月 日生

都道府県議会議員共済会会長 殿

上記請求書は請求者から正当に提出されたことを認める。

年 月 日

議会議長

印

(裏面注意)

(注 意)

この請求書に添える必要書類は次のとおりです。

[議員に関するもの]

- (1) 議員の履歴書(第4号様式)(退職年金又は公務傷病年金を受けている者が死亡した場合は添付を要しない。)
- (2) 他の公的年金との重複期間に関する届(第23号様式)(退職年金又は公務傷病年金を受けている者が死亡した場合は添付を要しない。)
- (3) 他の公的年金に係る加入期間証明又はこれに代わるべき書類(退職年金又は公務傷病年金を受けている者が死亡した場合は添付を要しない。)
- (4) 議員が既に年金である共済給付金の決定を受けているときは、その年金証書
- (5) 議員の死亡の事実を証明する書類
- (6) 議員の死亡が公務に基づく傷病によるときはさらに次の書類が必要です。
  - (イ) 当該傷病が公務に基づくものであることの議長の意見書
  - (ロ) 当該傷病が公務に基づくことを認めるにたりる現認者の現認証明書(第5号様式)又はこれにかわる書類
  - (ハ) 診断書

[請求者に関するもの]

- (7) 請求者の戸籍謄本(遺族の順位を明らかにすることができるもの)
- (8) 共済給付金受取金融機関届(第26号様式)
- (9) 請求者が配偶者以外るときはさらに次の書類が必要です。
  - (イ) 請求者が、議員の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたことを証明する書類
  - (ロ) 請求者が、届出をしていないが議員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事実にあった者であるときはその事実を証明する書類
  - (ハ) 請求者が、議員の死亡の当時18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫であるときは婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)していないことを証明する書類
  - (ニ) 請求者が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した子又は孫で議員の死亡の当時から引き続き重度障害の状態でご生活資料を得るみちがない者であるときは、その事実を証明する書類
  - (ホ) 遺族年金を受けようとする同順位者が2人以上あるときはそのうち1人を総代者として請求するものとし、遺族年金を受けようとする者全員が連署した総代者選任届(第9号様式)

年金証書を添付出来ない場合は、その具体的理由を記して下さい